



## 目次

告 示	ページ
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託（政策企画課）	1
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定（ 〃 ）	1
○保安林の指定予定の通知（4件）（治山林道課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の解散の認可（ 〃 ）	2
○土地改良区の清算人の就職（ 〃 ）	2
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）	2

## 告 示

## 高知県告示第878号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番9号	アイハーツ株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務	令和2年11月18日から令和3年3月31日まで

## 高知県告示第879号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番9号	アイハーツ株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和2年11月18日から令和3年3月31日まで
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社		令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

## 高知県告示第880号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市畑山字宮ノ前甲970の1、甲971、甲972、甲973の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮ノ前甲970の1・甲973の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第881号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市下山字谷脇2129（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第882号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡馬路村魚梁瀬宇小石馬場山2の7、2の61
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇小石馬場山2の7・2の61（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第883号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町榎字テコラジ976の1・1448の1・1450(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字テコラジ976の1・1450(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市中島土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	井上 元宏	須崎市池ノ内292番地
〃	井上 貞彦	〃 〃 362番地
〃	吉井 秋夫	〃 〃 下分甲379番地
〃	坂本 秀孝	〃 〃 池ノ内107番地1
〃	下田 昇	〃 〃 391番地
〃	高橋 義明	〃 〃 下分甲560番地2
〃	土居 寛	〃 〃 池ノ内531番地

- 〃 中居 芳秀 〃 〃 561番地
- 〃 山崎 繁久 〃 〃 西町二丁目1番10号
- 〃 森 隆一 〃 〃 二丁目9番37号
- 〃 山崎 敏夫 〃 〃 池ノ内580番地
- 〃 山崎 好勝 〃 〃 392番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、須崎市中島土地改良区の解散を令和2年11月4日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、須崎市中島土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住 所
井上 元宏	須崎市池ノ内292番地
井上 貞彦	〃 〃 362番地
吉井 秋夫	〃 〃 下分甲379番地
坂本 秀孝	〃 〃 池ノ内107番地1
下田 昇	〃 〃 391番地
高橋 義明	〃 〃 下分甲560番地2
土居 寛	〃 〃 池ノ内531番地
中居 芳秀	〃 〃 561番地
山崎 繁久	〃 〃 西町二丁目1番10号
森 隆一	〃 〃 二丁目9番37号
山崎 敏夫	〃 〃 池ノ内580番地
山崎 好勝	〃 〃 392番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に係る者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏

名を記載した書面を知事に提出しなければならない。  
令和2年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
安芸都市計画道路(1・6・2号安芸中央線)
- 2 縦覧図書  
安芸都市計画道路の都市計画変更(原案)
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び安芸市建設課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
令和2年11月18日(水)から同年12月2日(水)まで
- 5 公聴会の開催日時  
令和2年12月9日(水)午後7時から午後8時まで
- 6 公聴会の開催場所  
安芸市西浜190-1 安芸市消防防災センター
- 7 公述申出書の提出期限  
令和2年12月2日(水)